

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

| | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| 原 | 議 | 永 | 年 | 保 | 存 |
| 共 | 00 | 00 | 10 | 31 | 5年 |

宮本交企第450号
平成28年3月30日
宮城県警察本部長

自動車運転代行業者について読み替えて適用する道路交通法の規定による指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の制定について（通達）

この度、別添のとおり自動車運転代行業者について読み替えて適用する道路交通法の規定による指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、「自動車運転代行業者について読み替えて適用する道路交通法の規定による指示及び自動車の使用制限の運用基準等の一部改正について（通達）」（平成18年5月26日付け宮本交企第899号。以下「旧通達」という。）は、廃止する。

記

1 旧通達からの改正点

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、指示書（別記様式第1号から別記様式第3号まで）の不服申立ての教示事項を整理した。

2 施行期日

平成28年4月1日

別添

自動車運転代行業者について読み替えて適用する道路交通法の規定による指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

第1 趣旨

この運用基準等は、自動車運転代行業の業務の適正化等に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道交法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による自動車運転代行業者の運転代行業務中に行われた違反に係る指示の運用基準及び当該指示に係る読替え後の道交法第75条の第2項又は第75条の2第1項の規定による自動車（重被牽引車を含む。）の使用制限をする場合における処分量定の細目基準を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）及び「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）において使用する用語の例による。

第3 指示の趣旨

指示は、代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が運転代行業務中に最高速度違反行為又は過労運転を運転代行業の業務に関して行った場合及び運転代行業務中に随伴用自動車につき道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）がされた場合において、自動車運転代行業者が最高速度違反行為、過労運転又は過積載運転を防止するために必要な運行管理を行っているとは認められないときに、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、運行管理の改善に必要な措置を執ることを求める処分である。

なお、指示違反（過積載運転の場合を除く。）の場合で、自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、法第23条第1項等により、施行令に規定する基準に従い、営業停止命令の対象とされており、これによって処分の効力が担保されるものである。

第4 運転代行業務中の違反に係る指示

1 運転代行業務の基準

- (1) 「運転代行業務」とは、法第2条第4項により代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務であるとされており、代行運転自動車は自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車、随伴用自動車は自動車運転代行業の用に供される自動車のうち代行運転自動車の随伴に用いられる

自動車である。

- (2) 随伴用自動車については、施行令第2条の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方自治法（昭和25年法律第226号）第446条第3項に規定する標識の番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）を法第5条第1項の申請書に記載する義務があり、変更のあった場合は、法第8条の規定により届出書を提出することとされている。また、法第17条の規定により、国土交通省令の定めるところの表示等を行わなければならないとされているので、通常、外観上からも明らかである。
- (3) 随伴用自動車としての届出がなされ、国土交通省令で定める表示等がされた自動車であっても、一般の営業活動等に用いられている間は、当該自動車は、法第2条第7項に規定する随伴用自動車には該当しないこととなるので、随伴用自動車を使用して社長を送迎する行為、随伴用自動車を使用して自社の宣伝ビラを頒布する行為等に伴って行われた運転行為は、運転代行業務に関して行われたものではないことになる。
- (4) 運転代行業務に関して行われた随伴用自動車の使用とは、代行運転自動車に随伴して運行する場合のほか、顧客を目的地まで送り届けた後に営業所まで戻る行為、顧客から依頼を受けて顧客のいる場所まで運転していく行為、繁華街等に駐停車して客待ちをする行為等が考えられ、当該活動中に行われた違反行為は、運転代行業務に関して行われた違反行為となる。

したがって、外観上、随伴用自動車である自動車が、顧客車に随伴することなく運行している場合は、運転者から運行目的について聴取するなどして、運転代行業務中かどうかを明らかにする必要がある。また、随伴用自動車としての外観を有さない自動車であっても、現実には代行運転自動車の随伴に用いられていれば、当該自動車は随伴用自動車に該当し、当該自動車を運転する業務は運転代行業務に該当することとなる。

2 指示の運用基準

(1) 最高速度違反行為に係る指示

ア 運転代行業務に関して最高速度違反行為が行われた場合で、次の(ア)から(カ)までのいずれかの要件に該当し、当該自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき、当該自動車による運行について最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていないとき、顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、最高速度違反行為防止に留意したものとなっていないとき等、当該自動車運転代行業者が当該自動車につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

(ア) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われていた場合

- (イ) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者若しくは副安全運転管理者（以下「運転代行業者等」という。）が、当該運転者に対して、その業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者がその業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
 - (ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、その業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
 - (エ) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示（運転代行業務中の違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合
 - (オ) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合
 - (カ) 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合
- イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。
- (ア) 前記ア～(カ)までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、法第22条第1項等の規定による指示又は法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合
 - (イ) 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。この場合において、「自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動その他の業務の双方が含まれる。したがって、例えば、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してか、その他の業務に関してかを問わず、当該運転代行業者の業務に関して2回以上最高速度違反行為が行われていれば、前記ア～(カ)により、指示の対象となる。

ウ 留意事項

- (ア) 前記ア及びイが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為に係る指示である。

なお、運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為に係る指示については、「自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準の制定について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第451号によ

ること。

(イ) 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為は指示の対象となる。

(2) 過積載運転行為に係る指示

ア 随伴用自動車による過積載運転行為が行われ、当該運転者に道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

(ア) 自動車運転代行業者が使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていた場合

(イ) 運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

(ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(エ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

(オ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

(ア) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

(イ) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

ウ 留意事項

(ア) 運転代行業務に関し行われる過積載運転行為のうち、指示の対象となるのは、随伴用自動車を運転する業務に関して行われるものに限られる。

なお、運転代行業務以外の業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示については、「自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準の制定について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第451号）によること。

(イ) 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為につ

いては、指示の対象となる。

(3) 過労運転に係る指示

ア 運転代行業務に関して過労運転が行われた場合において、次の(ア)から(カ)までのいずれかの要件に該当し、当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき、当該自動車による運行について過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていないとき、当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていないとき、顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が過労運転の防止に留意したものとなっていないとき等、当該自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- (ア) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われていた場合
- (イ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、その業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者がその業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- (ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、その業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- (エ) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示（運転代行業務中の違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合
- (オ) 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合
- (カ) 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (ア) 前記ア～(カ)までのいずれかに該当することとなる過労運転について、法第22条第1項等の規定による指示又は法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合
- (イ) 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合（現に効力を有する場合に限る。）この場合において、「自動車運転代行業者が、運転代行の業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動その

他の業務の双方が含まれる。したがって、例えば、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してか、その他の業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して1回以上過労運転行為が行われていれば、前記ア～(イ)により、指示の対象となる。

ウ 留意事項

(ア) 前記ア及びイが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた過労運転に係る指示である。

なお、運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた過労運転に係る指示については、「自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準の制定について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第451号）によること。

(イ) 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた過労運転は指示の対象となる。

(4) 指示の内容

ア 運転代行業務に関して行われた最高速度違反行為又は過労運転に係る指示を行う場合には、指示に係る自動車を特定することなく、運転代行業務全般に関して、各違反行為を防止するため必要な措置を執ることを指示するものとする。

また、指示違反は、法第23条第1項等により、施行令に規定する基準に従い、営業の停止を命じることができることから、指示の理由は、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、最高速度違反行為に係る指示の具体例は別表第1、過労運転に係る指示の具体例は別表第2のとおりとする。

イ 運転代行業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示を行う場合には、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、使用者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

ウ 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が、最高速度違反行為、過労運転又は過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

(5) 指示の方法

最高速度違反行為に係る指示にあつては指示書（別記様式第1号）を、過労運転に係る指示にあつては指示書（別記様式第2号）を、過積載運転行為に係る指示にあつては指示書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

(6) 指示の効果

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執る

こと。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

(7) 指示の手続

ア 自動車運転代行業者に対する各違反行為の指示に関する業務については、交通部交通指導課からの連絡に基づき、交通部交通企画課において行うものとする。

イ 交通部交通企画課長は、公安委員会による指示後、宮城県知事に通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第5 読替え後の道交法第75条第2項及び第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 読替え後の道交法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

(1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道交法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、運転代行業者等が、その業務に関して自動車の運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合で、随伴用自動車の運転者が無資格運転若しくは過積載運転行為をしたとき、又は随伴用自動車以外の運転代行業の用に供される自動車等の運転者が無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為若しくは駐車違反行為をしたときである。

(2) 代行運転自動車及び随伴用自動車については、自動車運転代行業者が、その運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合でも使用制限の対象とはならない。ただし、この場合、読替え後の道交法第117条の2第4号等の規定による処罰の対象となるほか、法第22条第1項等の規定による指示の対象となる。

2 読替え後の道交法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

(1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道交法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道交法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をした場合において、当該指示に係る当該自動車の運転者が、指示を受けた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為を行った場合であるが、代行運転自動車又は随伴用自動車が最高速度違反行為又は過労運転を行った場合は、適用対象外とされている。

したがって、適用対象となるのは、随伴用自動車について、過積載運転行為に係る指示の後1年以内に過積載運転行為が行われた場合又は運転代行業者が使用する随伴用自動車以外の自動車について指示が行われた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為が行われて場合に限られる。

なお、自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、読替え後の道交法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反した場合には、法第23条第1項等の規定による営業停止命令の対象となる。

- (2) 前記のほか、読替え後の道交法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準については、「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）によること。

別表第1

最高速度違反行為に係る指示の具体例

| |
|---|
| <p>運転代行業務従事者その他の従業員に対して、最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p> |
| <p>随伴用自動車に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取り付けるなどの方法により、運転代行業務従事者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。</p> |
| <p>最高速度違反を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p> |
| <p>最高速度違反を伴う運行が行われていないかどうかを運行記録計による記録や運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p> |
| <p>顧客から運転代行の依頼を受けるに際しては、運転代行業務従事者の稼働状況を勘案し、最高速度違反が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。</p> |

別表第2

過労運転に係る指示の具体例

| |
|---|
| <p>運転代行業務従事者その他の従業員に対して、過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p> |
| <p>過労運転となるような運転が行われないよう、休憩場所、休憩時間等について、運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p> |
| <p>過労運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p> |
| <p>運行前の点呼を徹底すること等により、過労運転となるおそれのある状態で運転者に車両を運転させないこと。</p> |
| <p>運転前の点呼を徹底すること等により、過労運転となるおそれのある状態で運転代行業務従事者に車両を運転させないこと。</p> |
| <p>顧客から運転代行の依頼を受けるに際しては、運転代行業務従事者の稼働状況を勘案し、過労運転が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。</p> |

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

| | |
|------------|--------------------------------|
| 主たる営業所の所在地 | |
| 自動車運転代行業者名 | |
| 指示事項 | などの最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。 |
| 指示の理由 | |

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

| | |
|------------|----------------------------|
| 主たる営業所の所在地 | |
| 自動車運転代行業者名 | |
| 指示事項 | などの過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。 |
| 指示の理由 | |

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

| | | |
|---------------------------------|--------------|--|
| 指 示 に 係 る 車 両 | 使用の本拠 の位置 | |
| | 車両(登録) 番号 | |
| 指 示 事 項 | | |
| 指 示 の 理 由 | | |

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

通 知 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する道路交通法第 条 の規定に基づき、下記のとおり指示を行ったので通知します。

記

1 指示対象

※ 指示を行った運転代行業者名、主たる営業所の所在地を記載すること。

2 指示内容

| | |
|-----------|-------------|
| 指 示 年 月 日 | 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | |
| 指 示 の 理 由 | |